

昭和六十二年九月二日提出
質問 第一二三号

光華寮裁判に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年九月二日

提出者 坂上富男

衆議院議長 原 健三郎 殿

光華寮裁判に関する再質問主意書

先に、質問第一二号をもつて、光華寮に関する次のごとき質問をした。すなわち、光華寮訴訟が「国の利害に係るある訴訟」に当たるか否かの質問であるが、これに対し政府は、内閣衆質一〇九第一二号によつて、「最高裁判所から法務大臣に意見陳述の機会を与えることについて何の態度も示されていない現段階で、光華寮訴訟が『国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟』に該当するかどうかについて見解を述べることは、適当ではない」と答弁したが、右答弁は、国政調査権に基づく議員の質問権に対し、これに答えようとしなものであつて、かかる態度は到底容認できない。

そもそも「国の利害に係るある訴訟」についての法務大臣の権限等に関する法律については、第一回国会衆議院司法委員会において、奥野健一政府委員が次のように答弁している。「場合に

よつては、法務総裁みずから——たとえば最高裁判所等において法務総裁みずからが、裁判所の許可を得て述べることも禁ずる必要はないのじやないかということ、こういうみずからというようなこともありませけれども、実際の運用としては、おそらく自分みずから述べるのではなく、所部の職員に自分の意見を陳述せしめるということになると思います」と答弁して、みずから法務大臣が「重大な関係のある訴訟」と思料した場合は申出ができるのである。

従つて、「最高裁判所から法務大臣に意見陳述の機会を与えることについて何の態度も示されていない現段階で、光華寮訴訟が『国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟』に該当するかどうかについて見解を述べることは、適當ではない」との答弁は、明らかに間違いであり、最高裁判所から意見を求められた場合、及び「国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟」と思料された場合は、法務大臣みずからこれを申し述べることができることは、前記奥野政府委員の委員会答弁において明確である。

従つて、「国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟」と法務大臣が思料した場合は、積極的に裁判所に意見陳述を求めべく手続きをしなければならぬのである。

よつて、光華寮訴訟が「国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟」か否かは、既に最高裁判所に訴訟が係属している限り、その見解を政府は表明しなければならぬ。これに対し明確な回答をすべきである。

従つて再度、光華寮訴訟が、「国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟」であるか否か、答弁を求める。

右質問する。